

# 西条市農業委員会 令和2年度 第6回総会 議事録

1. 日 時 令和2年9月8日(火) 午後2時00分から午後3時15分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%  
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	20番 越智 栄二
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	21番 越智 信仁
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	22番 戸田 博明
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	23番 真鍋 美鈴
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	24番 高橋 忠親
	6番	西原 昇	17番	伊藤 健一	
	7番	高木キクミ	18番	青野 武	
	9番	井上 雅貴	19番	曾我 照一	

## ○欠席者氏名

16番 武田 喜義

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	森田 忠茂	22番	永井 和俊
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	25番	佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	18番	山内 強	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正		
	11番	篠森 均	21番	高橋 寿夫		

## ○欠席者氏名

10番 安藤 英利 23番 山内 信政

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地通知について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 松木淳

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和2年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

7月の総会、改選後の初総会、前回8月の総会では全員参加ということで開催する必要がございましたが、コロナウイルスの感染防止上、本庁の大会議室の収容人数では開催することは適切ではないと判断しました。今後もコロナウイルスの感染縮小の見通しが立たない状況の中、本庁の大会議室の開催になると収容人数の半数以下の制限があることから、農業委員のみの開催となります。7月に農業委員が選任され、本来なら総会は推進委員との合同開催が本来の趣旨でございます。開催場所を探した結果、この中央公民館の多目的ホールであれば開催が可能と判断しました。中央公民館は、月曜日が休館並びに予約日もございまして、開催月によっては、日程の変更をしなければならない状況であります。

本日の日程変更については、お手元配布の資料のとおりとさせていただきます。ご理解・ご了承をいただきたい。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

事務局 | ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行

は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和2年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。  
高橋 豊重 委員、西原 昇委員の両委員にお願いいたします。  
欠席届が、農業委員の16番 武田 喜義委員、推進委員の10番 安藤 英利委員、23番 山内 信政委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

まず、93号、94号、95号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願いいたします。  
失礼して、着座にてご説明させていただきます。  
4ページをお願いいたします。

93号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

94号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

95号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、3件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、3件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 93号、94号、95号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上3件を、原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員入場)

議 長 審議を再開いたします。  
残りの11件について、事務局から説明いたします。

92号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

96号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

97号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

98号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

99号は、許可申請の取下願いが提出されております。

100号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

101号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

102号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入及び経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

103号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

104号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

105号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

106号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、11件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長            ありがとうございます。  
                  以上11件であります。地元の委員さんからご意見をいただき  
                  たいと思います。92号から報告をお願いします。

地区委員        92号 問題ありません。  
                  96号 問題ありません。  
                  97号 問題ありません。  
                  98号 問題ありません。  
                  100号 問題ありません。  
                  101号 問題ありません。  
                  102号、103号 問題ありません。  
                  104号 問題ありません。  
                  105号、106号 問題ありません。

議 長            他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同        異議なし。

議 長            ありがとうございます。  
                  『異議なし』ということでありますので、以上11件を原案どお  
                  り許可することといたします。

#### 非農地通知について

議 長            次に、7ページ、議案第2号、非農地通知について、を議題とい

たします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

8ページをお願いいたします。

1号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地1筆で、加藤会長外8名の委員及び事務局2名が現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、原野化しております。

2号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地1筆で、加藤会長外8名の委員及び事務局2名が現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、原野化しております。

3号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地2筆で、渡邊職務代理者と〇〇委員及び事務局1名が現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、原野化しております。

4号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地1筆で、渡邊職務代理者と〇〇委員及び事務局1名が現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、原野化しております。

5号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地16筆で、〇〇地番は、渡邊職務代理者と〇〇委員、〇〇地番は、〇〇委員と〇〇委員及び事務局1名が現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化等しております。

6号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地3筆で、〇〇委員と〇〇委員及び事務局1名が現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、原野化しております。

7号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地1筆で、〇〇委員と〇〇委員及び事務局1名が現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、原野化しております。

8号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地1筆で、〇〇委員と〇〇委員及び事務局1名が現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、山林化しております。

以上、8件については、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありましたので、非農地通知を発出しようとするものでございます。

以上8件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

以上8件につきましては、私たち役員又は地区委員が確認しておりますが、ご意見・ご意義等ございませんか。

- 〇〇委員 農地パトロールの放任田の取り扱いについて、地図上に赤、紫色等の印があります。その色の場所を見て回った結果、赤色については、農地に復元することは不可能であることから、地目を山林等に変更していく必要があるという認識でよろしいですか。
- 議長 平場の農地は、直ちに非農地に変更するのではなく、農地に復元できる可能性があるところは農地に復元するよう指導しています。一方で、中山間地の農地については、原野の様相を呈しているところは非農地通知を発出したいと考えております。
- 〇〇委員 その申請書を提出するのは申請者本人であるが、農業委員が現地確認を行った上で、本人に勧告することは農業委員の役割に当たりますか。
- 議長 このことについては、事務局に補足をお願いしたい。
- 事務局 農地パトロールをしていただいておりますが、その結果、2番の再生困難地については、年内に速やかに農地であるか、非農地であるかの判断をしなければなりません。今回の8件については、委員さんと現地に行きまして、非農地と判断しまして、非農地通知を發出します。先月、〇〇の〇〇地区の農地に、2名の委員さんと現地に行きまして、農地に復元することが適正であるとの判断をしました。本来、再生困難地があるのは矛盾していることから、再生困難地は再生可能地に戻すか、非農地にするかであるため、所有者に農地に復元するよう指導しなければなりません。
- 委員さんから提出のあったパトロール結果をもとに、今年度、中山間地については、地元の委員さん1名以上と事務局が現地確認を行う予定です。平場の農地については、会長から説明があったように、農地に復元してもらうよう指導します。
- 議長 事務局の説明に対し、不明な点はございませんか。
- 〇〇委員 毎年度、中山間地のパトロール結果で再生困難地の2の確認になっていますが、所有者に対し非農地にするよう伝えることも必要ですか。
- 議長 農地に復元することができるのであれば、復元するよう指導しなければなりません。どの地区も農業者の高齢化で、耕作できない農地が増加しており、状況によってはやむを得ないが非農地に変え

ていかなければならないと思います。雑木が生え、境界も分からないところは、地主の分かるうちに対応しなければならないです。

- 〇〇委員 原野化、山林化の違いはなにですか。  
自身の農地パトロールの地区では、耕作している農家は数戸であります。ほとんどが原野化しています。個人情報とも関係しますが、パトロールの資料では誰が所有者かも分からないです。
- 議 長 事務局、補足説明をお願いします。
- 事務局 原野化、山林化の違いについては、次回総会時に資料をお配りしたいと思います。
- 議 長 資料については、次回総会時に添付したいと思います。  
農地パトロールを実施しているが、不在地主がいる場合は相続人の追跡調査ができることとなっています。委員さんから事務局に依頼していただければ追跡調査は可能です。事務局と協力の上、出来るところまでは追跡調査を行っていただきたいです。
- 〇〇推進委員 遊休農地の利用状況調査の概要について説明をお願いしたい。
- 議 長 事務局から所有者に対し、アンケートを実施しています。  
農地所有者等に対して、①自ら耕作するか ②農地中間管理事業を利用するか ③誰かに貸し付けるか 等の意向を調査しています。
- 事務局 新規で発生した遊休農地は、事務局で所有者を調査します。会長が説明されたように所有者に対し意向調査を実施します。アンケートの結果、JAに相談すると回答した方には、JAにも場所・位置図・所有者をお知らせします。その後、JAから報告がないため、状況が不明となっています。アンケートを送付しても、40%の回答しかありません。回答の無い方には再度送付しているが、回答がないのが現状です。所有者が死亡している場合は、相続代表者に文書を送付しています。  
今年度から権利関係、利用権設定しているにも関わらず耕作していない農地については、県の指導の下、利用権設定を受けている者ではなく、利用権設定をしている者、所有者に対しアンケートを実施するようになりました。利用権設定があるなしに関わらず、全ての所有者に対し文書を送付します。



- 〇〇推進委員 文書を送付しただけでは、遊休農地の解消にはならないです。
- 〇〇委員 中間管理機構を利用して農地を貸借したところが、耕作しないと  
いった状況がありますが、罰則はないですか。  
実際、耕作していない農地に経営転換協力金等が交付されている  
ことがあります。
- 事務局 現地を確認した上で、場合によっては市長部局の農水振興課から  
補助金の返還を求めることを検討する必要があります。
- 議 長 現在パトロールを実施しているところであり、所有者と対話でき  
る場合は、農業委員・推進委員が直接対話し、1度は相談を受けても  
らいたいです。最終は文書を送付しますが、生の声を聞き取っても  
らうことが大事です。その結果を事務局又は総会で報告してもらい  
たいです。農地パトロールの使命だと思っていただきたいです。
- 〇〇委員 今回の議案は、所有者が非農地通知を出してほしいということ  
ですか、それとも、遊休農地調査の結果をもとに非農地通知を出すこ  
とですか。
- 事務局 議案書1号、2号については、所有者からの依頼です。3号、4  
号については、農地パトロールの調査結果で再生困難地の2の報告  
がありました。5号は森川さんから依頼を受け、3号、4号の現地  
確認とともに、再生困難地2の確認を行ったところです。6号、7  
号については、8年前から再生困難地の状況のままです。8号につ  
いては、3年前から再生困難地であったことから、現地確認を行い  
ました。
- 〇〇推進委員 原野化、山林化が土石流等の原因とはならないですか。そこは誰  
が管理することになりますか。
- 事務局 個人の管理となります。
- 〇〇推進委員 原野化、山林化は、台風の被害等による災害の要因とも考えられ  
ますが、国が管理することになりますか。所有者が管理すると言っ  
ても管理できないのではないですか。
- 事務局 責任は個人にあるため、個人管理となります。

〇〇委員 遊休農地調査が始まってから10年くらいになりますか。  
何年以上経過すれば再生困難地に該当し、原野等として非農地通知を出すか基準が必要ではないですか。農地に復元しても毎年、農地として現地確認が必要となりますが、2～3年の間は調査対象農地から外すことをしない限り、中山間地の確認農地は多いままです。

議 長 その他ご意見ございませんか。今回のご意見については、取りまとめまして、次回の総会で報告できる部分については、報告したいと思います。

以上、8件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、8件を原案どおり承認することとし、通知書を発出します。

#### 農地法第4条関係

議 長 次に、11ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

13号は、〇〇の〇〇氏が、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

14号は、〇〇の〇〇氏が、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

本件は、農地法の手続きをすることなく造成して農業用倉庫を建設しており、その是正案件で、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致したい」との始末書が提出されております。

15号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

以上3件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上3件ですが、13号から地区委員さんに順次ご意見をお伺いしたいと思います。

地区委員 13号、14号 問題ありません。  
15号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

議長 次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
14ページをお願いいたします。  
79号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。  
80号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。  
81号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。  
82号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、露天資材置場及び露天車両置場に転用しようとする申請でございます。  
本件は、農地法の手続きをすることなく造成して資材・車両置場として賃貸しており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致したい」との始末書が提出されております。  
83号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外5名から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。  
本件申請地で、朔日市の1筆の農地について、農地法の手続きをすることなく進入路の一部として利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致したい」との始末書が提出されております。

84号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

85号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸資材置場に転用しようとする申請でございます。

86号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

87号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

88号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

89号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

90号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲にしようとする申請でございます。

91号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

92号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

93号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、農地への進入路に転用しようとする申請でございます。

本件は、農地法の手続きをすることなく造成され利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致したい」との始末書が提出されております。

以上15件、ご審議よろしくお願いいたします。

以上、15件であります。ご意見・ご意義等ございませんか。できれば、79号から順次、地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

地区委員	79号、80号 問題ありません。
	81号 問題ありません。
	82号 問題ありません。
	83号、84号 問題ありません。
	85号、86号 問題ありません。
	87号 問題ありません。
	88号、89号 問題ありません。
	90号 問題ありません。
〇〇委員	91号、92号 問題ありません。

太陽光発電施設への転用ですが、本件について、転用の判断は許可が適当かどうかの判断でいいですか。

議長 農業委員としては、隣接する農地に影響があるかないかの判断となります。転用する部分については、やむを得ないとしか判断できません。太陽光パネルを設置した状態で隣地に影響がなければ許可となります。

〇〇委員 転用許可の見極めはどのようにすればいいですか。

議長 現地確認が全てです。  
事務局、太陽光発電施設の転用許可をする上で、その他の確認事項はありますか。

事務局 太陽光発電施設の転用申請については、申請書に申請者から適正な管理をするように署名した書類を提出するようにしております。転用許可を受ける上で、隣接者からの同意を得なければならないという法整備は進んでいないことから、隣接者の同意の取り扱いについては、今後、県と協議をしたいと考えております。

議長 県にお願いする必要もあり、農業委員として許可する要件としては、農地の確認しかありません。いままでも疑義のある案件もあることから、県から指示があればお知らせしたいです。

〇〇推進委員 太陽光発電を設置した施設に、管理者（管理責任者）の表示をしてほしいです。隣で耕作しているのに管理者が分からないです。

事務局 経済産業省では看板を設置するように指導しています。  
いつから設置するのか、どの程度の規模の施設に設置を義務付けているのかは把握できておりません。  
後日、お示ししたいと思います。

〇〇委員 93号 問題ありません。  
4条の申請人・〇〇、5条の渡人・〇〇の申請は、同じ人が2件同じ時期に無断転用の始末書を提出しています。転用申請に当たり、始末書で解決できるということに問題があるのではないですか。

議長 農業委員会として、事務局を通して指導をしたいと思います。事務局、補足はありますか。

事務局 補足はございません。

議長 無断転用をしていたことが発覚し、事後的に申請をする場合、通常書類に加えて「始末書」の提出を求めています。許可権者の県が、無断転用者に対して救済措置として始末書の提出による追認的許可が求められていることは、我々も戸惑いがあります。開発をしようとするところであれば、始末書の提出がなければ開発が進まないです。委員さんが言われることは勿論なことです。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、15件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議長 次に、19ページ、議案第5号、農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
20ページをお願いいたします。  
8号、9号は、〇〇の〇〇が、ホテル等3棟建設するものとして平成30年1月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。令和元年8月の総会にて事業計画の見直しにより、当初の計画にはなかった建築物の設計等が整ったことから変更承認を受けました。  
今回、2回目の事業計画の見直しであり、各施設の建築費用に係る資金を金融機関から借り入れるに当たり、その融資返済に対する担保・保証の確実性を向上させるため、新たに設立した運営会社に各施設を運営委託するとともに、各施設の機能補完を目的とした駐輪場などの付属建物を建築するため、変更承認を受けようとするものです。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 以上、2件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
- 地区委員 8号、9号 問題ありません。
- 議 長 他に、ご意見・ご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。
- 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議 長 次に、23ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
25ページをお願いいたします。  
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。  
詳細につきましては、議案書26ページから33ページとなっております。  
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、53件、面積は、**11万6,308.96 m<sup>2</sup>**となっております。  
そのうち、所有権移転 は、4件、面積は、**4,768 m<sup>2</sup>**となっております。  
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。  
委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、

以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

議 長 次に、34ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。  
令和2年7月16日から、令和2年8月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を20件受理いたしました。  
報告承認案件について、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 本日の委員さんからの意見につきましては、次回の総会に間に合うようであれば、事務局から回答したいと思います。

〇〇推進委員 会長から遊休農地の所有者と対面对応するべきであるとの説明がありました。私は〇〇地区を担当していますが、遊休農地の筆数が多いです。本当に対面对応することが農業委員・推進委員の業務ですか。

議 長 委員の業務となっています。

〇〇推進委員 委員報酬をもらっていますが、私は7月総会を欠席しました。7月報酬は5千円です。8月は出席し、報酬19,500円となっています。この報酬は、遊休農地の所有者との対面对応を含めた報酬ですか。市議会議員は、欠席したら報酬を減額されますか。

事務局 7月報酬については、改選前の7月23日までと、改選後の7月24日から月末までの2回に分けて支払っています。

〇〇推進委員 確認不足で失礼しました。  
委員報酬として19,500円が妥当な金額かどうか分かりません。現在の委員報酬で遊休農地の所有者との対面对応までしなければならぬというのは本当ですか。



議 長 2期目の委員は、改選前の総会で県下の報酬をお知らせしています。西条市は、愛媛県下で何番目だったかは失念したが、事務局から情報提供があった記憶はありませんか。

〇〇推進委員 記憶にないです。  
高知県に研修に行った時には、その自治体は4万円の報酬でした。なぜ、西条市は半額になるのですか。

事務局 基礎的な報酬とは別に国からの農地利用最適化交付金があります。例えば、農業委員等が、人・農地プランの見直しに向けた座談会に出席し、委員としての活動の実績に応じて支払われる交付金です。交付金を受給するには、まず、市の報酬条例を改正する必要があります。財政課とも報酬を上げる協議はしてきましたが、報酬を上げることは難しいです。他市の報酬と比較し、当委員会の報酬を上げる議論はしてきました。報酬を上げるには、活動を幅広にするとともに、活動実績が伴わなければ、交付金を受けることはできないです。

〇〇推進委員 遊休農地の所有者との対面対応をするということであれば、報酬を上げればいいのではないですか。他の市町がどのくらいの委員報酬をもらっているのかもわかりません。

議 長 県下の報酬状況は、これまで総会で報告しているので、資料を確認してもらいたいです。

〇〇委員 過去、遊休農地の調査をした場合は、日当が支給されていたと聞きましたが本当ですか。

議 長 旧西条市では調査日当はなかったです。  
合併前の旧東予市等の状況は分かりません。合併後も日当はないです。

先程の意見につきましては、次回の総会で資料として添付させていただきます。よろしくご理解をお願いします。

他にご意見・ご異議等ございませんか。

以上を持ちまして、本日の議事日程は終了しました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	非農地通知について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和2年9月8日 午後3時15分